

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
12 計画の進め方	
(1) 説明会の内容は不十分だった。保護者の意見を聞く機会を何度も持つべきだ。	地域や保護者の方々を対象とした説明会を8回実施しました。その後、「適正配置に関するQ & A」を統合対象校の全保護者へ配付するとともに、統合対象校それぞれの保護者を対象とした意見交換会を9回（光三小の特別支援学級を含む）実施し、ご理解が得られるよう努めました。
(2) 8回の説明会と区民意見反映制度では説明が不十分だ。	
(3) 説明会は統合対象校の保護者に限定して行うべきだ。	また、「適正配置に関するQ & A」や説明会・意見交換会での質疑応答を順次ホームページへ掲載しました。
(4) 実施計画案を作成した意志決定過程と、その会議録を示してほしい。	実施計画案については、平成19年6月から8月まで延べ5回、教育委員会で秘密会として協議を行い決定しました。その議事録は、当初、実施計画策定後に公開する予定でしたが、説明会での要望や陳情を踏まえ、11月27日開催の教育委員会において公開することとし、同日、ホームページに掲載しました。また、統合対象校の全保護者の方々へはその旨を連絡しました。
(5) 実施計画案を公表した以上、教育委員会の議事録を非公開とする理由はなく、公開したほうが不信感を取り除けるのではないか。	
(6) 意見交換の場に、なぜ教育委員が出席しないのか。	教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、合議により方針を決定し、その決定に基づき、教育長が教育行政の専門家として事務を執行しています。そして、教育長の統括の下、実際の事務処理を行う組織として事務局が置かれています。
(7) 教育委員は、保護者や地域住民と対話を行い、丁寧な合意形成を行うべきだ。	この趣旨を受け、教育委員会の協議を経て公表した実施計画案については、事務局職員が説明し、保護者や地域の方々の意見・要望をお聞きするという対話の方法を採っています。
	いただいた意見・要望はすべて教育委員へ報告しています。教育委員会では、その内容

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	を踏まえながら協議を行い、実施計画を策定します。
(8) 平日の夜間に説明会を行うのは不親切だ。	説明会については、統合の組み合わせごとに、平日の夜間と休日の昼間にそれぞれ1回ずつ同じ内容で開催し、多くの方に参加していただけるよう配慮しました。
(9) 説明会は平日の夜間ではなく、休日の昼間に開催すべきだ。	
(10) 十分な議論もせず、短期間で結論を出さないでほしい。	教育委員会ではこれまで、適正規模や適正配置基本方針を策定する過程において、アンケート調査や区民意見反映制度などを通じて、保護者や区民の方々の意見をお聞きしてきました。 今回、適正配置基本方針に基づき実施計画案を発表し、説明会や意見交換会において、区民や保護者の方々と意見交換を行いました。いただいた意見・要望については、教育委員会の中で十分協議を行い、計画を策定します。また、実施が可能なものについては、統合新校に向けた準備の中で取り組みます。
(11) 保護者アンケートや意見交換会を実施してから、計画案をまとめるべきである。	
(12) 統合自体は賛成だが、保護者や地域の意見を尊重してほしい。	
(13) 実施計画案について、保護者と周辺住民にアンケートをとるべきだ。	実施計画案についての意見・要望は、説明会や意見交換会、電子メール等で直接お聞きすることが望ましいと考えました。
(14) 過去にアンケート調査を実施しているが、なぜ、現在の保護者にアンケートをとらないのか。	